

## 第2回富士見市健康づくり審議会会議録

日 時	平成26年7月24日(木) 午後1時30分～3時40分		
場 所	健康増進センター 会議室		
出席者	○ 委員 浅見 隆志委員 伊藤 智委員 上田 しげ子委員 大竹 ミイ子委員 奥住 幸江委員 篠田 育委員 關野 美知子委員 苗代 明委員 三木 とみ子委員 三角 麻子委員 溝辺 香織委員 川南 勝彦委員  ○事務局 久米原健康増進センター所長 銘苅副所長 相原主査 橋口主任 駒林		
欠席者	桶田 利夫委員 星野 悅子委員		
傍聴者	2名		

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ (富士見市健康づくり審議会条例第6条第2項、委員の過半数出席により委員会が成立することが報告された)
3. 議 題 (1) 食育・歯科保健アンケートについて 議 長：この資料は公開されていないのか。 事務局：協力団体等には報告している。 議 長：今後の市民意識調査の参考になると思う。  (2) 「仮称 食育推進条例（案）の検討」 ①第1条 目的について 議 長：目的については本文のとおりでよろしいか。 委 員：(過半数以上挙手)

## ②第2条 定義について

- 議長：(2)「食」の前に「安心安全」という言葉を入れた方が良いかを事務局で検討していただきたい。
- 委員：第2条は定義なので「安心安全な食品を提供する」というのは次の第3条以降に入れた方が良いのではないか。
- 議長：検討し、次回説明していただきたい。その他、第2条に関して異議がないか決をとりたい。
- 委員：(過半数以上挙手)

## ③第3条 基本理念について

- 議長：他市では、地域の特性を生かした食生活を理念にいれているところがある。富士見市はどうか。
- 委員：特定されたものはない。特徴あるものをつくるて広めたいという気持ちはあるが、具体化はしていない。ぜひ進めていきたい。
- 委員：「行わなければならない」と「おこなうこと」統一したほうがいい。
- 委員：食のかっこがあるのは何か意味があるのか。
- 事務局：法規で確認する。
- 委員：「ひとり一人」も気になった。
- 委員：市民がわかりやすいような言葉や、新たに携わった人が読みやすい文章も含めていただきたい。
- 事務局：最終的には健康増進計画の中に具体的な施策を入れていくので、市民が読みやすい内容になると思う。
- 委員：市民は「行うこと」、保育施設などは「努めること」とあるが、市民が主体だから「行うこと」なのか。
- 事務局：委員の意見を聞きながら調整したい。
- 議長：市も市民も一体となってというのがこの条例の基本。表現についてはいたしかたがないと思う。第3条に関して決をとりたい。
- 委員：(過半数以上挙手)

## ④第4条 市の責務について

- 委員：第3項に「食生活改善推進員」を加えた方が良いのではないか。
- 事務局：食生活改善推進員も入れる。
- 委員：すると、第1条に食生活改善推進員も入れたほうが良いと思う。
- 委員：第3項の表記が「者」となっているが、関連機関や団体はどうなるのか。
- 事務局：第2条の定義で説明させていただいているように、「者」とあるものもそれに関する団体も含めて定義している。
- 委員：第2条(9)の食生活改善推進員にも団体を入れたほうがいいのではないか。
- 事務局：食生活改善推進員の養成後はボランティア組織となるため、入れなかった。

議 長：次回までに検討いただきたい。

委 員：2行目の「施策を実施する」の前に「策定し」と入れなくてよいか。

事務局：食育推進条例のみで行動計画を策定するわけではないので、「策定」は省いた。

議 長：食生活改善推進員については、第4条の3項及び第1条に入れるか否かについて意見をまとめたほうがいいと思う。

委 員：第5条からの各役割の中にも入れるかということに関連してくると思う。「等」のところに含むのであればよいが、もう一つ条を作らなければいけなくなる。整理してもらったほうがよい。

議 長：基本的にこれでよいという解釈でよいか。第4条について原本のままでよい決をとりたい。

委 員：(過半数以上挙手)

#### ⑤第5条 市民の役割について

委 員：第6条以降各種関係者の「役割」は納得できるが、市民の「役割」という言葉は気になる。

事務局：市は責任ということで「責務」を用いたが、食生活に関してこのように取り組んでいただきたいという意味合いで「役割」という言葉にした。

議 長：市の責務に対して、市民は市民としての元気な富士見市をつくっていく役割を果たす、という観点からすれば「役割」で良いかと思う。

委 員：「寄与する」ということは他県や国も使っている言葉か？

事務局：使っている。

議 長：第5条に関してこの内容でよいか。

委 員：(過半数以上挙手)

#### ⑥第6条 教育関係者の役割について

委 員：「他の者の行う」とは具体的にどういうことか？

事務局：教育委員会以外で行われているという意味で入れた。

委 員：第7条にも出てくるので具体的に。

事務局：行政になる。市民運動としてもっていければ良いという意味合いを含めた。一つの団体だけでなく、それ以外の者も連携して、活動に協力していただきたいという意味合い。

委 員：団体でなくても個人や人があるから、「者」という表現にしたのか。

事務局：そのような表現にした。市民も入っている。

委 員：「他の者」は市以外と考えたほうがよいか。

事務局：市の施策、関連団体との連携を含め「他の者」という表現にした。

委 員：条文として「他の者」という表現が法的に使われているのなら良いが、「関係者や関係機関」といっても不思議ではない。その後に「協力」とあるのだが、「連携して進める」のほうがいい気がする。「協力」は主体性がないような気がする。

事務局：第6条以外にも同じような文言があるので、検討させていただく。

議 長：「他の者」検討する余地がある。

委 員：「等」はなにを含むのか。

事務局：例えば、学校給食センターの方針と学校の教育行政方針は必ずしもイコールではない。具体的な部分が合致できるような施策を講じていければという意味合い。

委 員：「活用がなされる」という表現がわかりにくい。

議 長：単に「活用する」ではいけないか。主語が学校だと思うのだが、「学校は充実を図る、給食等で活用する」のほうがわかりやすいと思う。

委 員：「充実を図る」で切ってしまえばわかるが、なぜあえてつけたのか疑問に思った。

事務局：検討する

議 長：第6条に関しては、次回決を取る。

#### ⑦第7条 子育て関連施設関係者について

事務局：第6条と同じ表現に修正させていただく。

委 員：他の条では「基本理念にのっとり」という言葉が入っている。

事務局：「関係者は」の次に入れさせていただく。

議 長：内容的に問題ないか。条文に関して決をとる。

委 員：(過半数以上挙手)

#### ⑧第8条 保健医療関係者の役割について

議 長：第7条と同様の修正をされたほうがいい。

委 員：保健医療と食育の関連性を強調して、推進するようなことを入れると締まるのではないか。

議 長：「保健医療等」の「等」は何を指しているか。

事務局：第2条第5号に、保健、医療、社会福祉、労働衛生各分野と定義した。

議 長：食育と結びつくよう、具体的にしたほうがいいのではないかということだが、何かあるか。

事務局：第11条第3号に生活習慣病と入れたが、医療関係となると、主に生活習慣病関係との関わりになると思う。

議 長：「基本理念にのっとり」の後にわかりやすく。例えば、「生活習慣病予防等保健医療に関する分野」としたほうが分かりやすいのではないか、という理解でよろしいか。

委 員：「医療関係者」なので、「等」に含めるほうが複雑でない気がする。

議 長：「等」には生活習慣病を代表する意味合いで解釈していただきたい。  
この条文のままでよろしいか伺う。

委 員：(過半数以上挙手)

⑨第9条 農業者の役割について

議長：富士見市には酪農を営んでいるところが2軒あるが、農業が主体ということでは農業だけなのか？

委員：「安心安全」がここだけ出てくるが、基本理念に入れてはどうか。事務局で考えていただきたい。

事務局：文面は考えさせていただく。基本理念に入れるという方向でよろしいか。

議長：「安心安全」という言葉を基本理念に入れるという方向で。

委員：農業の方も「他の者との協力」と入れたほうがいいのではないか。

議長：必要だと思う。内容はよろしいか。「安心安全」という言葉を検討していただき、それ以外で決を取りたい。

委員：(過半数以上挙手)

⑩第10条 食品関連事業者の役割について

委員：「自主的」はどのように理解すればよいか。

事務局：事業主の事業活動の中で食育と関わる内容があれば、積極的にかかわっていただきたいという意味。具体的にこうだというものはない。

委員：「積極的に」だけでも良いのではないか。

議長：「自ら」を「自主的」という言葉にしてもいいのではないか。わかりやすいのは「積極的に食育の推進に自ら務めるとともに」という案。

委員：条文なのでわかりやすくスリムな方が良い。

議長：多数決で決めたいと思う。「自ら」、「自主的」両方削除してもいいという委員は挙手。

委員：(過半数以上挙手)

⑪第11条 施策の基本的な事項について

委員：他の役割では、関係者との連携を掲げている。市として、各関係機関との連携を強化するに必要な事項などを付け加えると保健所も協力できると思う。

事務局：ありがとうございます。

議長：今の言葉を第7項に加えるということで、第11条に関して決をとる。

委員：(過半数以上挙手)

⑫第12条 行動計画の策定について

委員：「市民運動として」はいらないのではないか。

事務局：県は「県民運動」と表記している。市町村は市民対象のため入れた。「市長は」ということは、行動計画の施策を作るという意味合いで入れた。

委員：市長は市民運動として位置付けてやるということか。

事務局：そのような意味である。

議長：「市長は」という言葉がでてきて、続いて「市民運動として」という言葉が出てくるので戸惑わないか。市民が自ら最終的には選択するような力をもっていきたいということからすると、入れておいた方が良いのではないか。

委員：わかりやすくするなら「市民と共に総合的にかつ計画的に推進を図り」という文章のほうがわかりやすいのではないかと思うが。

議長：「市民と共に」という言葉が良いのではないか。これを前提に第12条について決をとりたい。

委員：(過半数以上挙手)

(13) 第13条 財政上の措置について

議長：これに関しては意義ないと思うが、第13条について決を取りたい。

委員：(過半数以上挙手)

(14) 第14条 委任について

議長：これに関しては意義ないと思うが、第14条について決を取りたい。

委員：(過半数以上挙手)

委員：用語についてよいか。「意義」は価値を見つける、ある意味の目的があるということ。「定義」はその言葉の最もの意味ということ。文章中の言葉を確認したほうがよい。

第4条「市は・・・図りつつ食育に関する施策」とあるが、他の条文は「食育の推進に関する活動」とある。言葉の整合性を図ったほうがよい。「活動」、「施策」という意味の使い分けを。第12条「市民とともに」となっているが、行動計画策定する旨を入れなくていいのか。また、条文のカッコ内のネーミングと内容の整合性を図った方がよい。

議長：「定義」「意義」の違いや、「策定」の問題、次回までに検討し、説明いただきたい。

### (3) 次回の予定について

第3回 8月28日木曜日午後1時から  
第4回 10月 2日木曜日午後1時30分から  
第5回 10月30日木曜日午後1時30分から  
会場：いずれも健康増進センター会議室

### 4. 副会長挨拶

副会長：長時間にわたりご検討いただきましてありがとうございました。